

2023年12月4日

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス
代表取締役社長 名和 亮一

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2023年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社アイエスアイディ・フェアネス（以下「フェアネス」）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に規定される開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 効力発生日

2023年12月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求

フェアネスが発行する全株式（自己株式を除く）を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当する事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

フェアネスが発行する全株式（自己株式を除く）を当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当する事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

フェアネスは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 債権者の異議

フェアネスは、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、2023年10月2日に個別催告を行うとともに、2023年10月3日付の官報において公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当する事項はありません。

(2) 本合併に反対する株主

当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、2023 年 10 月 3 日付の電子公告において、株主に対し、「連結子会社の合併（簡易合併）公告」を行いましたが、本合併に反対する株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2023 年 10 月 3 日の官報および同日付の電子公告において本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、フェアネスから、その資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書類

別添のとおりです。

6. 変更登記日

2023 年 12 月 1 日登記

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

2023年10月3日

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス
代表取締役社長 名和 亮一
東京都中央区京橋三丁目3番2号
株式会社アイエスアイディ・フェアネス
代表取締役社長 小泉 裕

吸収合併に関する事前開示書面

株式会社電通国際情報サービスは、2023年12月1日を効力発生日として、株式会社電通国際情報サービスを吸収合併存続会社、株式会社アイエスアイディ・フェアネスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条ならびに会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に規定される開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当する事項はありません。
4. 新株予約権の対価の定めに関する事項
該当する事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項
【吸収合併存続会社】
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書

等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当する事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当する事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当する事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上



合併契約書

株式会社電通国際情報サービス（以下「甲」という。）と株式会社アイエスアイディ・フェアネス（以下「乙」という。）とは、甲乙の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の各規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（当事会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
商号：株式会社電通国際情報サービス
住所：東京都港区港南二丁目17番1号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
商号：株式会社アイエスアイディ・フェアネス
住所：東京都中央区京橋三丁目3番2号

第3条（対価の交付）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し、株式または金銭その他財産の乙の株主への交付は行われぬものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年12月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第5条（合併承認の決議）

甲は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本合併を行い、乙は、会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本合併を行うものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産または権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲および乙が協議のうえ、これを実行する。

第8条（表明・保証）

甲および乙は相互に、本契約締結日および効力発生日において、以下の事実の存在または不存在を表明し、これを保証する。

- (1) 本契約の締結およびその義務の履行について、必要な能力および権限を有し、必要なすべての取締役会決議等を経ており、その定款もしくは諸規則または自己が当事者である契約に違反せず、また、必要な届出等の手続がなされておりその条件に違反していないこと。
- (2) 相手方に提供した計算書類および附属明細書は、法令および定款に適合して作成され、財政状態および経営成績を適正に表示していること。
- (3) 自己が行っている事業の運営に関し法令上要求される全ての免許、許可若しくは認可の取得、登録または届出を行っており、全ての適用ある法令を遵守して事業を行っていること。また、現在および過去において、監督官庁により営業停止、営業許認可若しくは登録の取消処分、指導または調査を受けていないこと。
- (4) 保有している資産に抵当権、質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限は設定されていないこと。
- (5) 会社の運営、財政状態、経営成績、信用状況等に重大な悪影響を及ぼすべき裁判その他の法的手続または行政手続は係属しておらず、また、そのおそれもないこと。

- (6) 自己またはその役員および従業員が、反社会的勢力と金銭の授受を含め何ら関係がないこと。
(7) 本条における事実の表明および保証並びに本契約締結に関して相手方に交付する書面および提供する情報は、重要な事実について虚偽ではなく、誤解を生じさせないために必要な重要な事実を欠いていないこと。

第9条（事情変更）

本契約締結後、効力発生日にいたるまでの間において、経済状況の変化または天災地変その他不測の事由が生じた時は、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができるものとする。この場合、甲および乙は、それぞれ相手方に対し、損害賠償その他金銭的補償の責任を負わないものとする。

第10条（契約解除）

甲および乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当する事由が生じた時は、催告を要することなく本契約を遡及的に解除することができる。

- (1) 本契約に基づく義務の履行（第8条の表明・保証を含む。）を一つでも怠ったとき
- (2) 本契約に基づく甲乙間の信頼関係を損なう行為があったとき
- (3) 相手方に対して重大な損害を与えた時、またはそのおそれがあったとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき
- (5) 支払の停止があったときまたは手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったときまたは滞納処分を受けたとき
- (7) 監督官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき

第11条（誠実協議）

本契約に関して疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項については、当事者が誠実に協議してこの解決をはかるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約締結の証として、甲および乙は本書1通を作成し、各々記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年9月29日

甲 東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス
代表取締役社長 名和 亮一



乙 東京都中央区京橋三丁目3番2号
株式会社アイエスアイディ・フェアネス
代表取締役社長 小泉 裕



第 21 期事業報告

自 2022 年 1 月 1 日
至 2022 年 12 月 31 日

株式会社アイエスアイディ・フェアネス

事業報告

(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

1. 事業の現況

(1) 事業の経過および成果

当期における日本経済は、新型コロナウイルス禍による経済収縮やウクライナ危機に端を発した資源価格の上昇で、世界は歴史的なインフレ、それに伴う利上げが金融市場を揺るがし、一方で日本は金融当局による金融緩和をこれまで通り継続したことによる日米金利差で、32 年ぶりに 1 ドル 151 円台を付けるなど大幅な円安となり、40 年ぶりの物価上昇となるも賃金上昇は追いつかず、実質所得は減少となりました。

2022 年 8 月に発表された日銀資金循環統計によれば、日本の個人マネーは 2005 兆円まで増大しましたが、現預金の比率は 54.3%に留まっており、「貯蓄から投資/資産形成へ」の動きは 20 年前の状態から進展が見られない状況です。政府は 2023 年に向けて新たに「資産所得倍増プラン」を掲げるも、金融機関の「顧客本位の業務運営」の進展が見られない状況は継続しており、「顧客本位の業務運営」の上に成立する「貯蓄から投資/資産形成へ」の道は遠く、金融当局の「解を見出せない悩み」は継続し、業界の変革を促す新たな担い手が期待されています。金融庁の新たな行政方針には「社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する」とあり、「民間における取組みの実態を把握し、これらと有効に連携しつつ、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討する」と、民間からの新たなアイデアや仕組み創りに期待しています。

新しい事業の柱として 2020 年度より電通国際情報サービス(以下 ISID)と協働で進めている確定拠出年金運営支援サービス「お金のシェルパ」は、「貯蓄から投資/資産形成へ」、「社会保障(私的年金)」、「ウェルビーイング」等の社会課題を解決できるツールです。2022 年度は、4 月に ISID 様に正式導入、11 月には ISID インターテクノロジー様、ISID-AO 様に導入することができました。

2016 年から交渉を続けていた八重洲地区再開発に伴うオフィス明渡しおよびサービスクラウド移行について、2022 年 3 月末の期限までに遅滞なく完遂することができ、移転補償金 270,000 千円満額を獲得。当期純利益はフェアネス設立以来最高の 140,781 千円となりました。

一方で①大口顧客の大幅料金改定、②サービスクラウド化によるコスト増の影響を受け、営業利益はマイナスと経営状況は悪化し、前年同期に比べ売上高は 53,781 千円減の 221,803 千円、経常損益は 45,998 千円減の 36,368 千円の損失となりました。

売上高	221,803 千円	(前年同期差異	53,781 千円減)
経常損失	36,368 千円	(前年同期差異	45,998 千円減)
当期純利益	140,781 千円	(前年同期差異	134,316 千円増)

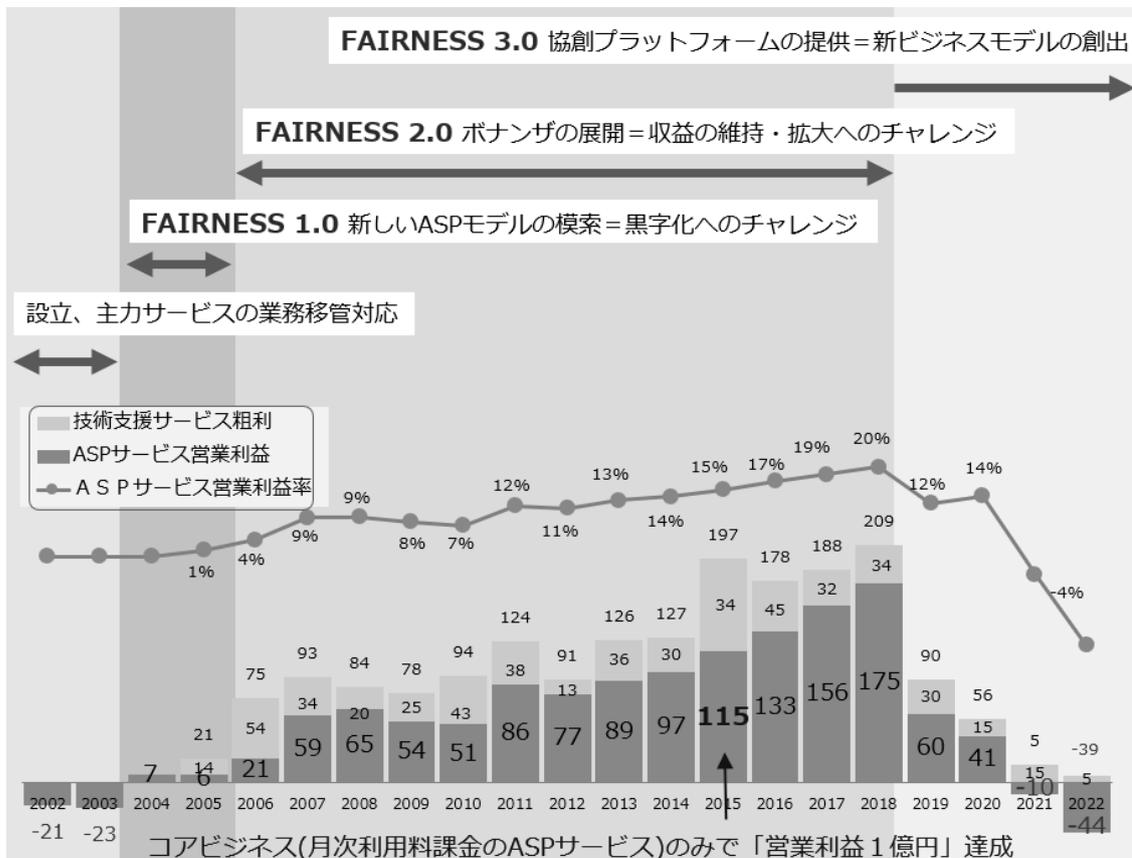
(2) 対処すべき課題

八重洲地区再開発に伴うオフィスの立退き要請をきっかけに、システムについてオンプレミスからクラウドへの移行を実施。クラウド移行対応の負荷は人的にも費用的にも大きく、移行後も運用改善対応は継続しております。

また、顧客からのサービス解約や大幅料金改定の影響もあり、営業利益はマイナスと経営状況は悪化しております。

クラウド化対応により顧客向けにシステムリソースを長期間仕向けられなかったこと、顧客との関係やビジネス環境の変化により、当社の収益モデルの柱である「新たな開発によって利益を生む」ことが難しくなり、今後は、ISID と協働で進めている「お金のシェルパ」のような得意分野を活かしたコラボレーションの体制を組み、当社が培った「資産運用に関する情報・ツールなどのノウハウを提供し利益を得る」という収益モデルへシフトチェンジをしていく必要があります。この変化に対応するため、①新たなビジネスモデルの確立、②大胆かつ聖域なきコスト削減、③新環境における効率的・合理的な組織改編が急務であります。

まずは、「お金のシェルパ」を電通グループ及びISIDグループに浸透させ、「お金のシェルパ」の成功を確実なものにし、構築したシステムをベースとした、非金融業による金融サービスの構築・運営をするためのプラットフォームとして、ISID とのシナジーを発揮し、将来的な横展開を展望した活動を推進。収益基盤の安定化と、将来における外部環境の変化リスクを極小化して参ります。



注)・FAIRNESS 1.0

当社設立当初からの主力サービス「レディメイド型 ASP サービス」の提供。

・FAIRNESS 2.0

2006 年度からスタート「オーダーメイド型 ASP サービス」Bonanza の提供。

サービス毎に企画・設計・運用・ヘルプデスク機能という一気通貫のプロセスを遂行する体制を整えて参りました。

・FAIRNESS 3.0

「協創プラットフォーム」の提供。

新たなビジネスモデルとして、「Bonanza」を「協創プラットフォーム」として更改し、パートナーとの協働開発体制を構築するとともに、オープン API(※)を整備し、パートナー独自の開発・運営を支援する開発プラットフォームの提供、そして新事業として新しい金融サービスの姿を提示し、人的サービスへと展開して参ります。そのためにはシステム基盤の変革が急務であるとともに、外部パートナーの活用や、ISID との協創体制を構築していくことが重要です。

※)オープン API

API(Application Programming Interface)とは、プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約。自社内のプログラム開発を効率化する用途での API 利用は以前から存在したが、近年は、自社で開発・運用しているサービスに外部から連携できるよう、API を公開する動きがみられます。

(3) 資金調達の様況

該当する事項はありません。

(4) 設備投資の様況

当期における設備投資の総額は 56,977 千円であり、その主な内訳は新オフィス環境のネットワーク機器 1,577 千円、システムクラウド化に伴うソフトウェア 55,400 千円であります。

(5) 財産および損益の様況の推移

区分	第18期	第19期	第20期	第21期
	自 2019年 1月 1 日 至 2019年 12月 31日	自 2020年 1月 1 日 至 2020年 12月 31日	自 2021年 1月 1 日 至 2021年 12月 31日	自 2022年 1月 1 日 至 2022年 12月 31日
売上高 (千円)	527,519	312,489	275,585	221,803
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	89,972	59,326	9,630	△36,368
当期純利益 (千円)	60,690	39,302	6,465	140,781
1株当たり当期純利益 (円)	55,173.04	35,729.63	5,877.61	127,983.33
総資産 (千円)	348,795	314,397	284,025	490,605
純資産 (千円)	261,507	245,810	219,275	360,057

(注)

・当社は、2002 年 7 月 1 日に設立、2002 年 9 月 1 日に営業を開始しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2022年12月31日現在)

- ①発行可能株式の総数 : 4,000株
 ②発行済株式の総数 : 1,100株
 ③株主数 : 2名
 ④大株主

株主名	持株数(株)
株式会社電通国際情報サービス	1,000

(2) 主要な事業内容(2022年12月31日現在)

当社はマーケット情報をキーワードとした、システム構築支援、ASP提供を主な事業としております。当初からの「パーフェクトウェブ」サービスのほか、2006年度からは弊社独自の金融情報分析サービス「Bonanza」が加わりました。また、現在、新たな次号の柱として確定拠出年金サポートサービス「お金のシェルパ」プロジェクトを推進中です。

(3) 主要な事業所(2022年12月31日現在)

本社(本店): 東京都中央区京橋3丁目3番2号

(4) 従業員の状況(2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	-	49歳 0か月	13年 3か月

(5) 主要な借入先(2022年12月31日現在)

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		株式数	持株比率
株式会社電通国際情報サービス	-	1,000株	90.9%

(6) 取締役および監査役の状況(2022年12月31日現在)

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	小泉 裕	
取締役	佐藤 秀樹	株式会社電通国際情報サービス 執行役員
取締役	村井 安浩	株式会社電通国際情報サービス 事業推進室 ビジネス推進部 部長
監査役	大保 裕章	株式会社電通国際情報サービス コーポレート本部 経理部

(注)

- 当社は定款第27条第2項の規程により、非業務執行取締役と責任限定契約を締結できる旨定めており、これに基づき、非業務執行取締役2名と責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過

失がないときは、金 100 万円または会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとするものです。

- ・ 当社は定款第 33 条第 2 項の規程により監査役と責任限定契約を締結できる旨定めており、これに基づき、監査役 1 名と責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円または会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとするものです。

3. 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

◎事業報告に記載した数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

◎事業報告の内容を補足する重要な記載事項の該当がないため、事業報告の附属明細書は作成しておりません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	408,322	流動負債	125,830
現金及び預金	39	買掛金	17,620
預け金	387,267	未払金	3,704
売掛金	10,769	未払法人税等	75,846
前渡金	400	未払費用	8,880
未収入金	8,942	預り金	448
前払費用	900	前受金	330
未収利息	1	事業構造改革引当金	19,000
固定資産	82,283	固定負債	4,717
有形固定資産	11,123	資産除去債務	3,677
建物附属設備	9,412	繰延税金負債(長期)	1,040
工具器具備品	8,580		
減価償却累計額	△6,870	負債合計	130,548
無形固定資産	47,666	純資産の部	
ソフトウェア	47,486	科目	金額
その他	180	株主資本	360,057
投資その他の資産	23,493	資本金	55,000
敷金	7,516	利益剰余金	305,057
繰延税金資産	15,976	利益準備金	13,750
		繰越利益剰余金	291,307
		純資産合計	360,057
資産合計	490,605	負債及び純資産合計	490,605

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		221,803
売上原価		175,176
売上総利益金額		46,627
販売費及び一般管理費		85,675
営業損失金額		39,047
営業外収益		
受取利息	41	
雑収入	2,637	2,679
経常損失金額		36,368
特別利益		
移転補償金	270,000	270,000
特別損失		
事業構造改革引当金繰入額	19,000	19,000
税引前当期純利益金額		214,631
法人税, 住民税及び事業税	77,197	
法人税等調整額	△3,347	73,850
当期純利益金額		140,781

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益 準備金	繰越利益 剰余金	合計	
2022 年 1 月 1 日期首残高	55,000	13,750	150,525	164,275	219,275
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	140,781	140,781	140,781
2022 年 12 月 31 日期末残高	55,000	13,750	291,307	305,057	360,057

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 … 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物
付属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物付属設備 6～18年

工具器具備品 3～15年

②無形固定資産 … 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能
期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 親会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権…	預け金	387,267千円
	売掛金	3,300千円
	前払費用	82千円
	未収利息	1千円
短期金銭債権…	買掛金	8,464千円

(2) 取締役及び監査役に対する金銭債権・債務

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

親会社との取引高は下記のとおりです。

売上高…	9,000 千円
仕入高…	24,085 千円
販売費及び一般管理費…	213 千円
営業取引以外の取引高	
受取利息…	41 千円

6. 株主資本変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 1,100 株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 一株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払費用	2,717 千円
未払事業税	6,131 千円
資産除去債務	1,125 千円
一括償却資産損金超過額	188 千円
その他引当金繰入額	5,814 千円
繰延税金資産合計	15,976 千円

(繰延税金負債)

建物除去費用	1,040 千円
繰延税金負債合計	1,040 千円
繰延税金資産の純額	14,936 千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合
株式会社電通国際情報サービス	8,180 百万円	情報システム構築、各種業務ソフトウェア販売・サポート	90.9%

取引内容	取引金額		科目	期末残高
保守・運用 ※1	売上	9,000 千円	売掛金	3,300 千円
技術支援料 ※1	仕入	24,085 千円	買掛金	8,464 千円
サービス利用料 ※1	費用	213 千円	前払費用	82 千円
資金の預託 ※2	資金の預託	423,984 千円	預け金	387,267 千円
	資金の回収	251,060 千円		
	利息の受取	41 千円	未収利息	1 千円

※1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税は含まれておらず、買掛金、前払費用については消費税が含まれております。

※2: 資金の預託に係る利率については、市場金利を参考に一般的取引条件と同様に決定しております。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から 15 年と見積もり、割引率は 0.92%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,000 千円
新規契約による発生	3,643 千円
時の経過による調整額	33 千円
資産除去による減少	△1,168 千円
資産除去による履行差額	△23,831 千円
期末残高	3,677 千円

11. 一株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 327,324円86銭

1株当たり純資産額の計算上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計	360,057千円
普通株式に係る純資産額	360,057千円
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額	—
普通株式の期末発行済株式数	1,100株
普通株式の自己株式数	—株
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,100株

(2) 1株当たり当期純利益金額 127,983円33銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	140,781千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	140,781千円
普通株式の期中平均株式数	1,100株

監査役の監査報告書写し

監査報告書

監査役は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の遂行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人等及び親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適性に表示しているものと認めます。

2023年2月22日

株式会社アイエスアイディ・フェアネス

監査役 大保 裕章 ㊞

